

第2章

【講演録】

川渡温泉かわたひの争論と岩出山 ―災害と資源利用をめぐる―

高橋 陽 一

はじめに

皆様こんにちは。東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門で助教をしております、高橋と申します。本日はこうした講演の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど講師紹介をしていただきましたけれども、私はもともと関西の出身で、東北大学には学部入学の時に来ました。研究テーマは江戸時代の旅で、大学生の時に書いた卒業論文は東北地方から関西へ、つまり自分の出身地への旅を題材にしたものでした。その後大学院に進学して、今度はどのような研究をしようかと色々考えたのですが、せっかく仙台にいるのだから、仙台あるいは宮城県、もつと広げると東北地方をフィールドに、なおかつ旅に関する研究をしたいと思い、ひらめいたのが温泉でした。東北は温泉が豊富ですよね。江戸時代の温泉に関する研究は意外に少なく、その意味でも温泉は恰好の素材だったのですが、いざ研究を始めようとするとまとまった史料がなかなかみつかりませんでした。

それでも手を尽して巡りあった史料の一つが川渡温泉の藤島家文書だったわけです。私が研究を続けることができ、今日ここでお話しさせていただけるのは、この史料のおかげだと思っております。

そのようなわけで、私は江戸時代の旅研究を進めてきました。この江戸時代というのは、旅行者の数がそれまでよりも増加し、今でいう観光旅行が始まる時代ともいわれてきました。私の温泉に向ける眼差しは、そうやって旅行者が増えてきたとき、また他の環境が変化したときに、各時代の人がそれをどのように活用したのかということなのです。温泉というのは、皆さんよくご存知の通り、地下から湧き出しているもので、運用するときには多額のお金がかかるわけではありません。入浴施設を作り、お湯を溜めておけば、薬用、医学的な効果を求めて旅行者が来訪します。お湯そのものを加工する必要はありません。つまり、温泉というのは付加価値が高いわけです。したがって、その利用をめぐっては、人々の様々な考えが交錯します。今日はそのようなお話を紹介したいと思います。

今回、詳しく取り上げるのは、川渡温泉と岩出山です。今からおおよそ二〇〇年と少し前、寛政十一年（一七九九）に川渡温泉の収益利用をめぐる発生した争論を題材に、当時の人々、つまりは領主と領民の資源利用に関する考え方を明らかにしながら、その歴史的な意義、具体的にはなぜそのような争論が起こったのかを考えてみたいと思います。

お話をさせていただくにあたって、一つだけ心がけたいこと、気をつけたいことがあります。それは争論を単なる「争い」として見るのではなくて、その背景にある江戸時代の人々の考え方や、当時固有の社会秩序について学ぶ手がかりとして捉えたいということです。どちらが勝つてどちらが負けたかということではなくて、温泉の利用法について、周

困に暮らす人々はこんなことを考えていたのか、とか、こんな決まりがあったのか、といったことを知る手段として、争論を紹介してみたいと思います。

さて、こうした江戸時代の事例を紹介するにあたって必要なのは、やはり古文書なのですが、先ほど述べた通り、私はこの場で紹介できる良い古文書に巡り合うことができません。それが藤島家文書で、現在は藤島旅館さんに所蔵されている古文書です。この古文書は私が最初に調査をしたわけではありません。戦後まもなく『宮城県史』が編纂されるときに調査が行われ、一部の文書が収載された『川渡温泉史上 玉造郡大口村川度御湯守藤嶋吉郎右衛門文書』（以下『上巻』）が刊行されています。『下巻』も作る予定だったようですが、結局刊行には至りませんでした。私が『上巻』を大学の図書館で初めてみつけたのが二〇〇四年頃です。読んでみて、それまで知らなかった仙台藩の温泉のことが詳しく記されているので、「これは面白い」と思いました。そこで、他に古文書があるのではないかと思つて、藤島さんに連絡して、調査をさせていただきませんかとお願いをしたところ、快く引き受けてくださいました。初対面の者が訪れてきて、家の文書をみせてくれといわれると、なかなか難しい事情もあったかと思うのですけれども、快くご厚意に与ることができました。そこでご厚情に、ここで改めて感謝を申し上げます。

なお、調査の結果として、「近世の温泉史料にみる争論―史料紹介―陸奥国玉造郡大口村・藤島家文書（上）―」（『東北文化研究室紀要』四六、二〇〇五年）・「近世後期の川渡温泉―史料紹介―陸奥国玉造郡大口村・藤島家文書（下）―」（『東北文化研究室紀要』四七、二〇〇六年）・『東北文化史料叢書第二集 川渡温泉史料』（東北大学大学院文学研究科東北文化研究室発行、二〇〇七年）を発表しています。

一 江戸時代の温泉の概況

1 江戸時代の温泉

本日取り上げる争論の内容については、後で具体的に述べますので、最初にその前提として、江戸時代の温泉の概況を確認したいと思います。

江戸時代は、現在皆さんが持たれている温泉に対するイメージや温泉の利用法というのが確立されてきた時代であろうと思います。その一つは、医療としての温泉の利用方法です。江戸時代というのは学問が非常に盛んだったのですが、医学に関してもかなり進歩がありました、そのなかで、一八世紀頃からは温泉の研究も積極的に行われていきました。具体的には効能の分析です。もちろん、現在行われているような、湯の成分を化学的に分析する、というところまではいきませんが、いわゆる五感で判断できる範囲、つまりは温度とか色とか匂いとか味とか、そういった要素で温泉の効能が判断されるようになります。その結果、現在の理解とは異なるものもありますが、どの温泉が何に効くのかというようなことが、一般人にまで知られるようになっていきました。これがおよそ江戸時代の半ば以降ではないかと思えます。そうすると、当然温泉を訪れる人が増えてくることになります。

一九世紀の前半には、温泉の見立番付も刊行されています。これは、『しよこくおんせんこうのうかがみ諸国温泉功能鑑』と呼ばれていて、全国版なのですが、川渡温泉も載っています。効能も書いてあって「諸病ニよし」、つまり何にでも効くと書いてあります。同じように他の温泉についても、打ち身に効くとか、梅毒に効くとか、逐一書いてあります。ちなみに、仙台藩の温泉で一番

上位に番付されているのが鳴子温泉です。

入湯するときのスタイルなのですが、現在だと観光利用で一泊や二泊で次々と旅行者が入れ替わっていくのですが、江戸時代はそうではなくて、長期滞在をします。大体七日間を「一廻り」とし、一つの温泉に二廻り三廻り程度滞在するのが一般的でした。江戸時代の後半になってきますと、これが一泊・二泊で入湯客が入れ替わっていく、いわゆる観光的な利用法がみられるようになります。

2 仙台藩の温泉

続いて、仙台藩領の温泉に関して分かることを紹介していきます。表1から、江戸時代の仙台藩にあった温泉を確認してみましょう。『奥羽観蹟聞老志』おううかんせきもんろうしや『封内風土記』ほうないふどきは藩撰の地誌で、地域の人口・歴史・自然・名所旧跡などの情報が載せられたものです。これを見ると、この近辺ですと鳴子の滝の湯とか川渡とか鬼首おにこうべの荒湯、仙台藩主がよく訪れたところですよと秋保あきうや青根あおねの名が一八世紀の前半から確認できます。また、先ほど紹介した『諸国温泉功能鑑』という全国版の温泉番付に登場するのが鎌先と秋保と鳴子と川渡の四つです。この四つの温泉は、全国的な知名度を誇っていたのではないかと思います。知名度の高い温泉がいくつもあるというのが、江戸時代の玉造郡の状況だったということなのです。この点がこれから話す内容と深く関わってきますので、頭に入れておいていただければと思います。

次に、温泉の運営がどのように行われているかですが、温泉には湯守ゆもりと呼ばれる管理者がいます。湯守は、各温泉に一人から数人置かれています。主な役割は、宿屋を営業する

表1 藩撰地誌・温泉番付に登場する仙台藩の温泉

郡名	村名	享保4(1719)年『奥羽観蹟聞老志』	安永元(1772)年『封内風土記』	19世紀『諸国温泉功能鑑』
柴田郡	前川村	青根	青根	
刈田郡	宮村	遠刈田	遠刈田	
	蔵本村	鎌先	鎌先	鎌先
	小原村		小原	
	平沢村		(名称不明)	
名取郡	湯元村	秋保	秋保	秋保
宮城郡	(不明)	(名称不明)		
玉造郡	鳴子村	滝の湯	滝の湯	鳴子
			河原湯	
	大口村	川渡	川渡	川渡
			鷺巣	
栗原郡	鬼首村	荒湯	荒湯	
			寒風沢	
			吹上	
磐井郡	五串村	須川	須川	
本吉郡	鹿折村		(名称不明)	

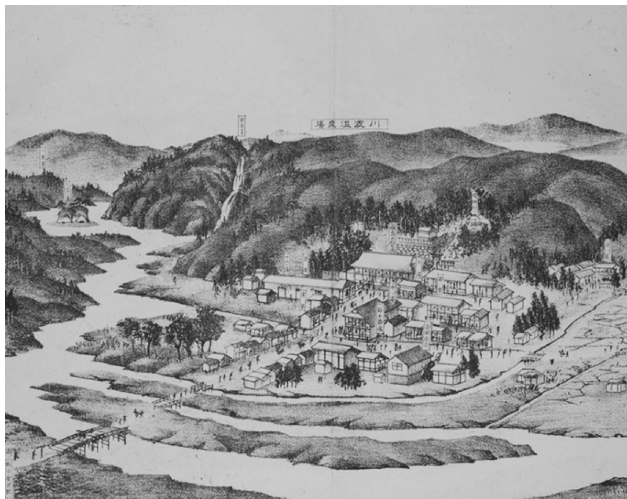
※出典は、『仙台叢書 奥羽観蹟聞老志上』(仙台叢書刊行会、1928年)・『仙台叢書 封内風土記』(仙台叢書出版協会、1893年)・『諸国温泉功能鑑』(青木美智男・林英夫編『番付で読む江戸時代』柏書房、2003年)。

こと、入浴施設を管理することですが、より大事な任務が湯銭と呼ばれる入湯料を徴収して、その一部を御役代^{おやくだい}、つまりは温泉税として藩に上納することです。この御役代という温泉税もこれから話す内容のキーワードです。湯守は、仙台藩に対して御役代を払うことによって温泉の営業が認められている、そういうかたちで温泉の運営を藩から請け負っている存在だということになります。湯守の収入は、入湯客の宿泊料収入と、湯銭の総額から上納した御役代を差し引いた額です。

3 江戸時代の川渡温泉

では、さらに対象を絞って川渡温泉について分かることをお話しておきたいと思えます。川渡温泉は、江戸時代には玉造郡大口村に属していました。岩出山からは距離にして十数キロというところです。温泉の付近にある温泉石神社は一〇世紀に編纂された『延喜式^{えんぎしき}神名帳』という、昔の神社記録に載っている式内社の一つであるといわれています。温泉の湧出がいつからかというのは判然としませんが、相当な歴史のある温泉であることは恐らく間違いないだろうと思います。

この川渡温泉の湯守を務めていたのが藤島家です。藤島家は江戸時代に、当主が代々「吉郎右衛門^{きちらうゑもん}」という名前を名乗っています。持高は八石九斗四升で、家内人数が一八人だったということが享保二一（一七三六）年の史料（『上巻』四九号文書）からわかります。九石弱の持高で家内に一八人いるということは、普通に考えると農業だけで生計を立てるというのはかなり難しいということになります。ということは、やはり温泉の営業というのが生計を支える重要な要素を占めていたのだろうと考えられます。肝入などの村の要職



明治時代の川渡温泉（明治24〈1891〉年、『宮城県鉱泉志』）

を務めていたという形跡はないのですが、温泉を営業する村の有力者というのが藤島家の実像だったのだろうと思います。

川渡温泉の効能については先ほど触れたのですが、『封内風土記』をみますと、痛風とか脚気とか疝気とか撲傷とか痔漏に効くと記されています。

温泉の様子ですが、文政一〇（一八二七）年にここを訪れた水戸藩士小宮山楓軒の記録『浴陸奥温泉記』によると、藤島家には居宅兼客舎の他に四棟の客舎があつて、「米醬以下、皆主人ヨリ買ト、ノへ手製シテ用ユ、野菜等ハ近地ヨリ持来リ、朝二街二市シテコレヲ売ル、薪ハ主人ノ品ヲ用」というように、米や醬油は藤島家から調達し、野菜などの食材は近辺から持ち寄られて開かれる朝市で調達していたようです。当時、入湯客は温泉滞在中の食事は自炊で賄います。その自炊の必需品を藤島家や朝市から調達していたわけです。温泉で生計を立てているのは何も藤島家に限ったことではなくて、その近隣の人も朝市での商いが生計の足しになっていたのです。

二 温泉争論

1 争論の前提

争論の話に移る前にもう少し確認しておきたいことがあります。大口村の状況と仙台藩の租税についてです。大口村は村高が一六二石六斗五升ですが、その全てが岩出山伊達家の給地になっていました。人頭、つまり本百姓は八五人で、総人口は六六五人でした（安永二（一七七三）年『風土記御用書出』（『宮城県史二五』）。大口村の中には、吉岡

から中新田、岩出山、尿前を経て出羽堺田へと通じる「出羽海道」（出羽街道中山越）が通っており、村内の鍛冶谷沢町がその街道の宿駅になっていました。川渡温泉と江合川を挟んで対岸にある鍛冶谷沢という集落が宿駅になっていたということです。この他、村内には鶯の巢湯や赤湯や目の湯といった温泉があり、さらに先ほど述べた通り、鳴子や鬼首にも温泉がありました。大口村やその周辺は人や物の往来が活発な地域だったと考えられます。

次に、急に話が変わるのですが、租税について少し説明します。仙台藩の租税は年貢と諸役に分けられます。年貢というのは高に対してかかるもので、いわゆる物成といわれるものです。仙台藩の場合、米や大豆、あるいは貨幣で納入されます。この年貢は蔵入地、つまり仙台藩の直轄領の場合は藩の収入になり、給地の場合は各給主の収入となるとされています（J・F・モリス『近世日本知行制の研究』）。したがって、大口村や岩出山町の年貢というのは岩出山伊達家の収入になるということです。一方、諸役というのは営業税や特産品にかかる税金のことを指します。つまり、商工業・漁業・林業などの生業に対して賦課される税で、温泉の御役代もこれに含まれます。この諸役は藩の収入になります。ということは、大口村に関していえば、年貢は岩出山伊達家に収納され、藤島家が上納する御役代は藩に収納されるということになります。すなわち、岩出山伊達家は大口村から年貢を徴収する権限を持つのですが、川渡温泉の御役代を徴収する権限は持たないのです。

御役代が藩に納入されるわけですから、藩は温泉の管理にも直接関与します。郡奉行や代官といった行政機構が管理を担っています。ただ、川渡温泉をめぐる争論が起こる直前

の寛政一〇（一七九八）年からは、金山方といって、鉾山行政を担当する部署も温泉の管理に関わってくるようになります。なぜ、管理部署を増やしたのかというと、藩がこの時期から温泉を鉱物資源として取り扱って、諸役を厳密に徴収しようと試みるようになったからです。藩が温泉の収益に対して熱い視線を注ぎ始めたということです。これ以降、金山方の役人が頻繁に温泉を訪れ、温泉の管理に不行届はないか、御役代額が入湯客数に見合っているかを監察するようになり、結果として、各地の温泉で御役代額が引き上げられていきます（高橋陽一「近世の温泉と領主政策」『日本歴史』七〇八）。そのような意味で、資料には「温泉管理体制の強化」と記しています。

前置きが長くなりましたが、以上のことを念頭において、これから述べる本題の争論の話をお聞きいただければと思います。

2 争論の発生

今回事例として紹介するのは、江戸時代最大の災害であった天明飢饉の後に川渡温泉の運営をめぐる発生した争論です。直接的な発端は、寛政一一（一七九九）年の一月に岩出山町が藩に対して行った請願です。具体的には、仮肝入・検断・組頭↓大肝入↓代官と、仮肝入・検断・組頭↓金山下代↓金山本締という二つのルートを使って、同様の請願を行っています。大事なところなので、史料（『上巻』一七二号文書）を確認すると、「右川渡湯元年中湯治人高大図九千人程と見詰、忝回りと申候而、日数七日之湯銭壱人前より丸代式拾七文宛ヲ以九千人より出候湯銭式百四拾三貫文二御座候処、右之内御運上代九拾貫并下宮町江丸代三拾貫文、鍛冶谷沢町江三拾貫文、両駅江馬代手当合力二仕度、右三

口取合百五拾貫文、指引残而九拾三貫文、湯小屋諸普請も同所江詰合湯銭等取立候者共江諸手当等二見詰如斯、右之通増御運上ヲ以岩出山本郷五ヶ町来申ノ年正月より向五カ年湯守御請負被仰渡候様被成下度奉願候」とあつて、御役代を年額九〇貫文払うことを条件に、五年間岩出山町が湯守を請け負いたいというのが、請願の内容であることがわかります。それまでの御役代は、この年はまだ未決定でしたが、前年の額は二六貫文ですので、それよりも大幅な増額上納を提案して、湯守を請け負わせてほしいと願ひ出ているわけです。そして、後続の文には、川渡温泉の入湯客数を年間約九〇〇〇人、湯銭の総収入を二四三貫文と見積もつて、そこから九〇貫文の御役代を上納し、残つた一五三貫文から各三〇貫文を岩出山周辺の下宮町と鍛冶谷沢町に援助したい、さらにその残金を浴場の普請や温泉で湯銭を取り立てる者の手当てしたい、という具体的な湯銭の運用プランが提示されています。これ以上具体的に史料は読みませんが、他の箇所では、川渡湯守の吉郎右衛門は宿屋の営業をこれまで通り続けて収入を得させること、入湯客に必要な食材や嗜好品を販売し、その利潤で人頭が減少している岩出山の町内に代百姓を立てたいという要望も述べられています。後者については、岩出山町が本格的に温泉の運営に乗り出して、その利潤を町の振興に充てるという構想を提案していることとなります。

では、どうしてこのようなことを岩出山町は言い出したのでしょうか。これが重要なところなのですが、実はこの背景にあつた事情こそが天明飢饉なのです。「天明三年凶作」、つまり天明飢饉以降、岩出山・下宮・鍛冶谷沢の各町では人頭の数が増え、伝馬役の負担が過重になっているのです。その上、特に家中の者や諸士の入湯客が増えて馬が不足し、馬を所持していない百姓は自己負担で調達して馬を提供する破目になっており、

なおかつ馬の値段も上がっている。このような窮状を訴えています。人の往来に対して人馬の不足が著しく、難渋しているということでしょう。ここで注目したいのは、飢饉の影響です。江戸時代で最大の被害を東北地方にもたらした災害は天明飢饉で、東北地方全体で約三〇万人、仙台藩領内だけで約二〇万人が亡くなったといわれています（菊池勇夫『近世の飢饉』）。かろうじて死者による人口減少を免れても、被害を逃れるために住民が各地を流浪するなどして行方不明者が続出する村もありました。こうした深刻な災害から一〇年以上が経っても、岩出山町とその周辺では人頭の不足が解消されていなかったようです。そこで、本格的な復興のために温泉の収益を活用する、という提案が考案されるに至ったわけです。

ちなみに、この他には、川渡湯元の者共は岩出山の物価が高いということを理由に入湯客用の物資を古川や中新田から買い入れており、岩出山の商人が困窮している、といった事情も主張されていて、温泉をめぐる市場形成の問題として興味深く思いました。また、史料の後半には、領内の広域行政を担う大肝入の見解も記されています。玉造郡の大肝入樋渡藤吉は、年間九〇〇〇人の入湯客というのは見積り違いではないか、もし見積り通りの湯銭収入がなければ岩出山町は困窮するのではないかと憂慮しています。大肝入の意見は、さり気ないようですが、現実を直視した妥当な見解が多いので、注目してほしいと思います。一方、金山方役人は、岩出山町の請願に対して好意的で、藩にとって増収にもなるので、請願の通り、岩出山町に湯守を請け負わせるべきなのではないかと述べています。

ここまでの話をまとめます。岩出山町が提案したのは、地域が湯守を請け負うことによ

り、温泉の収益を地域振興の財源にし、飢饉で疲弊した地域の復興のために運用しようという、一種の災害対応としての地域振興策だと理解できると思います。実はこれまでも川渡湯守の請負を請願する者はいたのですが、災害からの復興プランとしてはこれが最初の例です。

また、この提案はそれに止まらない意味をもっています。江戸時代は農業中心社会で、人々は基本的に農業で生計を立てています。もちろん町人は商いをしていますが、その対象には百姓が多く含まれています。武士も百姓からの年貢が基本収入です。この農業中心社会は凶作・飢饉に対する脆さを孕んでいます。農業だけで生計を立てている家は、凶作に見舞われると食糧面でも経済面でも苦境に陥りやすいのではないかと思います。それに対し、温泉の収益を地域や家の収入に組み込むことは、農業以外の生計基盤、産業基盤を確立していくことに繋がります。つまり、経営基盤が多元化されるということです。そうすることによって、もし凶作になって農作物がとれなくなっても、他の収入源があつて金銭が得られれば、他の地域から食糧を購入するという道が開けます。その意味で岩出山町の提案は画期性をもっていたと理解できます。勿論、農業も重要で、農業人口が減れば慢性的な食糧不足になってしまうわけですが、産業構造のバランスをどうとるのかというのが、飢饉の被害を抑える上で重要ではないかと思えます。

3 川渡湯守と大口村肝入の意見

さて、こうして争論は岩出山町の請願から始まりましたが、これに対して川渡湯守は即座に反論しています。寛政一一(一七九九)年一二月に、川渡湯守の吉郎右衛門が藩に請

願を行います（『上巻』八九号文書）。史料をみますと、「只今御湯守ニ被相放候得ハ拙者義ハ不及申近所之者共迄取統兼候躰ニ御座候間、御憐愍ヲ以御百姓御湯守兼合只今迄之通永統被成下度奉願候」「御役代之儀は何分御上様御吟味御見積りヲ以是迄通永統御百姓御湯守被成下度不願憚ヲ奉願候」というように、湯守を放免されると自分は勿論、近所で商いをする者まで相続が困難になるので、御役代は藩の吟味通りの額を上納する形で、これまで通り自分に湯守を務めさせてほしいと嘆願しているのです。岩出山町の提案が実現してしまうと川渡の住民の生存に関わるような問題が発生してくるということなのです。

湯守の岩出山町の請願に対する見解は次の通りです。まず一点目として、町に入湯客が多く入り込めば利益になるはずではないか、要するに旅行者が多く町に流入すれば、金銭を多く消費してくれるので、利潤になるはずだと主張しています。次に二点目として、諸士の数は全入湯客数の二〇分の一ほどだと主張しています。三点目として、入湯客の必需品は彼らの要望に応じて古川や中新田で調達しているのであつて、必要に応じて岩出山でも調達していると主張しています。四点目として、岩出山町や下宮町や鍛冶谷沢町は「湯元之通筋」だと述べています。つまり、この周辺には数多く温泉があつて、入湯客は病状によつて温泉を選んでいいるのだから、川渡だけを困窮の理由として請願するのは理解し難いという主張です。

湯守吉郎右衛門と同時期に、大口村の肝入兵吉も藩に請願を行っています（『上巻』一七三号文書）。寛政一一（一七九九）年一二月のことです。岩出山町の振興プランの対象になつている鍛冶谷沢町は大口村内にあるので、大口村全体を統括する肝入は本来微妙な立場にあるはずなのですが、要求は明快で、吉郎右衛門の湯守継続を願ひ出ています。

岩出山町に対しては、吉郎右衛門は入湯客に不自由のないように必需品を取り揃えており、営業面に問題はないとするほか、岩出山から物資を仕入れないのは物価が高いからである、明確に述べています。また、旅行者の数について、諸士の入湯客は仙台城下からも石巻方面からも来るので、諸士の通行によって町が困窮するということであれば、仙台藩領内の全ての宿駅が困窮するはずだと主張しています。

岩出山町と湯守、大口村肝入の具体的な主張のうち、諸士の数や物価、川渡の物資の調達先については、どちらが正しいか判断がつきません。争いの局面を切り取っていくのは、今回の話の主旨にも反するので深入りはしません。ただ、川渡以外にも温泉はあるという主張がありました。これは事実です。先ほど地誌や温泉番付をもとにした表で確認した通りです。したがって、この意見に関しては妥当性があるのではないかと思います。

4 争論の展開

こうして岩出山町と湯守・大口村肝入の意見が出揃ったわけですが、これですぐ裁決が下されたわけではありません。最終的な藩の裁決までに、いくつか目立った動きがありますので、確認したいと思います。

まず、寛政一二（一八〇〇）年一月一日に、川渡湯守の吉郎右衛門が藩に申告を行っています（『上巻』七号）。岩出山町が請願を行ってから約二ヶ月後のことです。これは、藩から入湯客の実数を申し出るようにと命じられたことに対する返答でした。吉郎右衛門は、寛政一一年の入湯客数は約四〇〇〇〇人だと述べています。岩出山町の九〇〇〇人という見積りと大きな隔たりがあります。九〇〇〇人という数字は川渡以外の温泉に行く入湯

客を含んでいるのではないかと、吉郎右衛門は主張しています。鳴子や鬼首の温泉に向かう人は古川、中新田方面から来ると岩出山を通るわけで、そうした人も全て含めているのではないかという見解です。

湯守の申告を受けた藩は、双方の言い分にあまりに開きがあり、こちらから御役代額を指定することはできないので、岩出山町の提案を踏まえて、どのくらい上納できるのか申し出るよう命じます（『上巻』一七五号）。このあたりは藩のしたたかな意図がみえるような気がします。藩は、この時点ではこれまで通り吉郎右衛門に湯守を請け負わせたいと考えていたのだらうと思います。ただ、御役代は岩出山町の提案通り九〇貫文を上納させたいとも考えていて、できれば湯守の側から九〇貫文の上納を申し出るよう仕向けたかったのではないかと思います。

この意図を敏感に汲み取ったのが大肝入の樋渡藤吉でした。「専御益道ニ被相行御時節ニ而大事之場ニ候間、湯治人高五千人位共申出、御役九十貫文位ニ申出候外ハ在之間敷哉と奉存候」、つまり藩側の利益が追求される状況下にあつては、川渡湯守も岩出山町の提案と同じ御役代九〇貫文を了承する以外にはないのではないかと、と彼は述べています（『上巻』一七五号）。仙台藩における大肝入の行政能力の高さは近年夙に指摘されています（籠橋俊光『近世藩領の地域社会と行政』）。藩と村の双方と接点をもち、現状を的確に認識した大肝入ならではの見解ではないかと思えます。結果的に、この湯守に対する「説得」が争論の流れを決定づけることとなります。寛政一二（一八〇〇）年二月、最終的に湯守吉郎右衛門は御役代年額九〇貫文で永久に自分に湯守を務めさせてほしいと藩に請願します

（『上巻』九一号文書）。

以上をもつて、岩出山町と川渡湯守・大口村側の意見は出揃いました。最初の岩出山町の請願からおよそ三ヶ月の流れです。ただ、この争論には、もう一方当事者といえるような勢力があります。それが岩出山伊達家です。最初に説明しましたが、岩出山町や大口村は岩出山伊達家の給地ですね。したがって、彼らが争論をどうみているのかが気になるところです。争論の終盤、寛政一二（一八〇〇）年二月に、岩出山伊達家の家老が藩に意見を提出しています（『上巻』一七七号）。一つ目の意見は、温泉は川渡に限られるものではないという湯守からも主張されてきたものです。二つ目として、岩出山下町の万物は「不引合」だという見解が示されています。これは値段が高いとか割に合わないというような意味でしょう。これらからすると、岩出山伊達家は川渡湯守側に立っているようにみえるのですが、そうとも限らないのです。三つ目として、宿駅に対して援助がなされることは良いことだ、とも述べています。下宮町や鍛冶谷沢町もほとんどが岩出山伊達家の給地になっていますので、そこが経済的に活性化するのは悪いことではないわけです。ただ、四つ目として、岩出山町の請願が認められたとしても温泉での商売は差し止めてほしいと要望しています。温泉で派手な営業が行われ、民衆が浪費を重ねて盛り場化するのには社会的に問題であるという見方です。そして、五つ目として、「永久之御吟味」、つまりなるべく明確で長く継続するような判断をしてほしいと請願しています。

以上のように、岩出山伊達家は、どちら側に立つかということを確認しませんでした。岩出山町と大口村の両方を給地にもつ立场上、仕方がないともいえます。ただ、最初の前提の部分で説明した通り、そもそも諸役、ここでいえば温泉の御役代は、たとえいくら増額されても岩出山伊達家の収入にはならないのです。したがって、給地内で争論が起こる

こと自体を憂いて、以後同様の問題が起こらないような、地域に長く安定をもたらすような吟味を期待している、というのが岩出山伊達家の本音でしょう。

これで全ての関係者の意見が出揃いました。繰り返しになりますが、江戸時代の温泉は非常に付加価値が高い資源だったのです。浴場を整備するだけで入湯客が来て、金銭を落としていくというのは勿論ですが、自炊による長期滞在が主流で、物資を現地調達するため、さらに大きな消費が発生します。湯守だけでなく、周囲の人からも日常の収入源として期待されることとなります。そうした事情もあって、地域振興などの新しい事業を計画する際に、温泉が財源としてターゲットにされたのではないかと思えます。

5 争論の終結

では、最終的な藩の裁決について説明したいと思います。今回のこの争論は、藩政統治における最高職の奉行、他藩という家老にあたる人物までが吟味に加わっています。ただ、奉行は下からの意見を了解するのみで、具体的な審議は郡奉行に委ねられていたようです。郡奉行は、四つに区分した仙台藩領内の各区域に一人ずつ置かれた、地方行政を統括する役職です。寛政一二（一八〇〇）年三月、郡奉行の木村孝七が下した争論に対する裁決は、「川渡湯守吉郎右衛門へ当年より向五ヶ年丸代九拾貫文ヲ以被相任候」、すなわち御役代年額九〇貫文で、五年間吉郎右衛門に湯守を請け負わせるというものでした（『上巻』三八号文書）。岩出山町の請願は退けられたわけですが、川渡湯守吉郎右衛門の永久湯守の請願も叶わなかったこととなります。裁決の内容は、郡奉行から代官と金山本締へ、さらにそこから大肝入へと通達されていきました。

表2 川渡温泉の御役代額（年額）

年 代	金額
元文2 (1737)～寛政9 (1797)	13 貫文
寛政10 (1798)	26 貫文
寛政11 (1799)	55 貫文
寛政12 (1800)～文化13 (1816)	90 貫文
文化14 (1817)～文政2 (1819)	不明
文政3 (1820)～文政4 (1821)	100 貫文
文政5 (1822)～文政9 (1826)	110 貫文
文政10 (1827)～天保3 (1832)	不明
天保4 (1833)	45 貫文
天保5 (1834)～天保6 (1835)	90 貫文
天保7 (1836)	不明
天保8 (1837)	90 貫文
天保9 (1838)	不明
天保10 (1839)～嘉永6 (1853)	90 貫文
安政元 (1854)～慶応3 (1867)	75 貫文

※藤島家文書などより作成。

このような裁決に至った理由は何だったのでしょうか。木村は次のように述べています。「岩出山町検断共願之趣は於書面は至極宜敷訳合ニ御座候得共、申出候通始終行届可申哉」、つまり岩出山町の請願の趣旨は書面上は非常に良いが、全てその通りに実行できるかどうかはわからない、ということでした。また、他の理由として、これまで代々務めてきた湯守を放免することは容易にはできないとも述べ、御役代九〇貫文で請け負うのであれば岩出山の提案と比べても差はないという見解も示しています。御役代額も裁決の判断材料として大きなウェイトを占めていたのでしょう。以上のように、仙台藩は吉郎右衛門が岩出山町と同じ御役代額で湯守を請け負いたいと申し出たのを受け、それを認める裁決を下しています。永久湯守を認めず、五年間の請負としたのは、請負期間が明けた際に御役代額を改めて吟味できるからでしょう。

裁決後の展開についても簡単に触れておきたいと思います。裁決を受けて吉郎右衛門は藩に請状を提出して、裁決に従うことを誓約しています（『上巻』九二号文書）。これ以降、川渡温泉の収益をめぐる争論は起こっていません。湯守は藤島家が継続して幕末まで務めています。ただ、御役代はその後じりじりと引き上げられ、最高で一〇貫文まで上昇しています。一般的に、江戸時代で最も旅が盛んに行われた時代が一八〇〇年代の前半だといわれています。御役代が高額になるのもその頃です。

おわりに

1 温泉をめぐる人々の考え方と対応

争論の紹介は以上で終わりですが、最後に争論からうかがえる江戸時代の人々の考え方や行動を整理し、その上でなぜこのような争論が起こったのか、さらに事例を付け加えながら考察して締めくくりたいと思います。

今回の争論で、先ほど述べたような裁決に至ったポイントは、およそ三つに整理できると思います。つまり、①御役代の額、②岩出山町の提案が実現可能だったかどうか、③岩出山町、および湯守・大口村肝入の主張の正当性、です。なかでも、判断材料として重視されたのは①と②でした。

まず①についてです。仙台藩の金山方役人は藩の増収と地域の振興になるとして、当初岩出山町の提案に賛成していました。また、郡奉行は御役代を吊り上げた上で従前の請負体制を継続させるのが望ましいと考えていて、岩出山町の御役代九〇貫文上納という条件

にすぐに飛びつくことはなく、川渡湯守が岩出山町と同じ御役代条件を申告してくるのを待つ姿勢がみえました。そうした藩の吟味担当者の思惑を敏感に察知していたのが大肝入で、現実的な提案を大口村や湯守に行ったわけです。一方、岩出山伊達家は給主でありながら御役代を徴収する権限をもっていませんでしたので、中間的な立場をとり、給地の秩序が安定するような裁決を望んでいました。

次に②についてです。岩出山町の提案は、飢饉という災害と旅行者の増加という社会情勢の変化を受け、旅行者の消費を財源として地域の復興を推進しようとするものでした。これは温泉の収益性の大きさにも着目した、時代の変化というのを敏感に捉えた提案だといえます。また、この提案の実現は、農業に加えて、現代的な言葉でいうと観光収入に依存するような地域運営体制の構築につながるもので、その意味でも注目すべき試みだと考えられます。農業のみを産業基盤とするのでは凶作に対抗できないわけで、地域の産業構造を多元化することで災害に対する耐性を高めようとする政策提案としても理解できるのではないかと思います。ただ、このプランは川渡住民の生活を脅かす危険性も孕んでいました。

さて、仙台藩側は岩出山町の提案をどのようにみていたのでしょうか。下級の役人はともかく、郡奉行のような吟味の責任者は岩出山町の提案の実現性に関して懐疑的でした。「申出候通始終行届可申哉」という言葉がそれを象徴しています。問題の根幹は、地域経済に安定をもたらすほど入湯客数が継続的に見込めるかどうか、つまりは江戸時代の旅行産業が安定したものであったかどうかという点にあったと思います。これについて、江戸時代の前半に東海道の川崎宿の振興事業に携わって功績をあげ、幕府にも登用された田中

丘隅は、「惣て旅籠屋と言物、草木と共に春夏は往還繁ければ榮え、秋冬に至り往還少き時は草枯と成て、世上共に衰る事常也」と述べています（『民間省要』へ『日本経済叢書 卷一』）。旅籠屋稼業は草木の生育と同じで、春夏になって往來の盛んな時には繁盛するのですが、秋や冬になって往還する者が減少すると枯草のようになって衰えるというのです。これは非常にわかりやすい話で、季節や景気によって入湯客数変動する温泉の実状にも適合すると思います。要するに江戸時代の旅行産業にはかなり不安定な要素があったわけです。そういう事情を仙台藩側が考慮していた可能性があるのではないかと思います。

最後に、③岩出山町と湯守・大口村肝入の主張についてですが、この点に関しては仙台藩はどちらの主張が正しいか明確な判断を避けています。諸士を含めた入湯客の実数や岩出山町の商売の状況などは、裁決に際して大きな問題にはされていません。というより、どちらの言い分が正しいのかは、藩の方でも判断できなかったのではないかと思います。私自身もこれに関する答えは持ち合わせていません。

以上が、争論に関与した各当事者の考え方や対応です。こうしてみると、争論が起こった背景は、まずは飢饉や旅行者の増加であったり、それを受けて岩出山町の人が非常に斬新な発想で請願してきたことに求められると思います。ただ、もつと根本的な背景を考えてみると、実は違うところに問題が潜んでいるようにも思えるのです。それを確認して、話を終えたいと思います。

2 争論はなぜ起こったのか

川渡温泉をめぐる争論から約一五年後の文化二二年（一八一五）五月に、下宮町の住民が藩に請願を行っています（『鳴子町史上巻』『岩出山町史通史編・上巻』）。この町は、先の争論では温泉収益の配分先にも挙げられていました。請願の内容は、岩出山町から中山までの間の駄賃を値上げしてほしいという要求です。公用以外で人馬を利用する際の駄賃というのは各宿駅間で定額化されていて、たとえば下宮町から岩出山町までの駄賃は本馬五〇文、軽尻三三文、下宮から鍛冶谷沢までは本馬四四文、軽尻二九文となっていました（『四冊留』〈『宮城県史 三一』〉）。これを値上げさせてほしいというのが下宮町の要望です。請願の理由として、まず下宮町は、町には人頭が二五人いたが、天明の飢饉後は一六人になり、村・町役人や極貧の者などを除くと伝馬役を務められる者が八、九人しかおらず、役務めをすると農業ができない状態であると主張しています。また、「近年川渡、鳴子、赤湯、鷲之巢新湯、目の湯、蛇湯、一迫鬼首寒風沢、荒湯、宮沢、都合九ヶ所の湯坪、夫々功能これあり、医術、針術にて養生叶わざる重病、入湯仕り候えば、忽二平癒仕る儀に御座候えば、御分領中御諸士様は申すに及ばず、巨理荒浜、宮城寒風沢に御詰合の御公儀御役人様迄時々御入湯遊ばされ候所柄に御座候」というように、近年、川渡・鳴子・赤湯・鷲の巢など九ヶ所の温泉に効能があつて入湯すれば医術でも治療できない病気が治るとのことで、巨理の荒浜や塩釜の寒風沢からも役人が入湯に来ていと説明し、結果往還筋より道筋が混み合つて百姓は休む暇がないと訴えています。飢饉で人頭が減少する一方で往還する人が増加し、輸送業務を担っていると農作業ができないということです。

このことからいえるのは、冒頭の説明と関わることで、一八世紀以降の温泉に関する学術研究の進展の結果、各温泉の効能が幅広い階層に認知されることになって、入湯客の増加がみられるようになっていくことです。しかも、玉造郡一帯はいわば温泉の宝庫ですから、この現象はかなり顕著だったのだろうと思います。

これに対して、仙台藩の宿駅制度はどうだったかという点、こうした温泉をめぐる人々の意識と動きの変化に対応できていなかったと思われまふ。先ほどの争論では片や四〇〇〇人、片や九〇〇〇人と見解が食い違っていました。中間をとつても、当時例年六〇〇〇〜七〇〇〇人が岩出山町を通過して各温泉に向かつて移動していたことになりまふ。この他にも、物資の輸送等で尾花沢方面へ向かう人もいたでしょうし、当然往復の通行も考慮しなければなりません。それに対して、全人口はさらに多かつたとはいへ、二〇人前後の人頭しかない宿駅で、住民が農業に携わりながら輸送業務を全うすることができたでしょうか。やはり困難だといわざるをえません。しかも、当時は天明飢饉で人頭が減少している状況にあつたわけです。飢饉と旅行者増加現象の前後関係ははつきりしませんが、そもそも制度的な維持が困難であつた脇街道の宿駅が二つの劇的な社会情勢変化に見舞われて三重苦のようになり、機能的に完全に破綻しつつあつたのではないかと思ひまふ。飢饉と旅行者の増加が仙台藩の宿駅制度に痛烈な打撃を与えたわけです。

こうした現象は、川渡温泉をめぐる争論の時点で既にみられました。岩出山町の要望は川渡湯守の請負です。下宮町の要望とは異なりますが、背景にあつた事情は同じです。岩出山町も温泉に向かう出羽海道沿いにあつて、飢饉による人頭減少と入湯客の増加という悩みを抱えていましたし、湯銭の運用プランには下宮町の援助も含まれていま

た。両者は同様の問題を共有していたといえます。岩出山町の請願を発端とする川渡温泉をめぐる争論、および下宮町の請願は、輸送人馬の数と交通量とが全く対応しない、いわば制度と実態の乖離が深刻化した末に発生した出来事であったといえるのではないでしようか。歴史に「たら・れば」は禁句とされますが、あえていうなら、仮にこの時期に岩出山町と下宮町が請願を起こさなかったとしても、恐らく近隣の誰かが同じ請願をしたのではないかと思えます。岩出山町の請願には、仙台藩の宿駅制度の不備に対する訴えが込められていたと理解することもできるように思われます。

とめどなく長々と喋ってきましたが、以上が争論発生の根本的な背景に関する私なりの見解です。ただ、今回の事例は本当に色々な評価の仕方が可能で、自分自身もその本質をあまり引き出せていないのではないかと感じています。旧玉造郡の地域の実情を詳しくご存じの皆様の方が、より本質に迫れるのではないかと思えます。もしご存知のことがあれば、ぜひご教示ください。それでは、これで私の拙いお話を終了させていただきます。ご静聴ありがとうございました。

※本稿は、平成二五年（二〇一三）年三月一〇日に、大崎市岩出山公民館で開催された「初めての古文書講座・公開講演会」の講演内容です。原稿化するにあたっては、読みやすいよう内容を再構成し、文章表現を改めました。また、適宜説明を追加しています。